

名張事件

弁護士 夏目 武志

平成22年4月5日、名張毒ぶどう酒事件について、最高裁判所が、原決定を取り消し、事件を名古屋高等裁判所に差し戻す決定を行いました。

奥西さんはすでに84歳で、奥西さん以外の事件関係者は大半の方がすでに亡くなっています。ここに至っての非効率的な長期間の審理は、そのこと自体が致命的といっても過言ではありません。

ところが、検察官の差戻審における主張は、最高裁決定で審理するよう求められているトリエチルピロホスフェート(TriEPP)という成分の発色問題についての審理をことさらに回避し、従来と矛盾する全く新しい主張をこの期に及んで展開し、新たな争点を噴出させ、審理を著しく遅延させる内容のもので、その対応の在り方の不正義には許し難いものがあります。

検察官は、自ら最高裁においてRf0.58スポットがTriEPPであるとの主張を正面から行い、さらに学者の回答書の提出という形でそれを裏付ける証拠まで積極的に提出していました。にもかかわらず、差戻審においてRf0.58スポットの物質をTriEPPであると特定することはできない、などという驚くべき主張をするに至りました。検察官は最高裁の終盤に至ってから、Rf0.58スポットがTriEPPであることを大前提に、TriEPPの発色が非常に弱いという新たな主張を提出し、これが最高裁の差戻し判断につながりました。検察官は、最高裁に差戻しを決断させた根幹部分について、自らの従前の主張と完全に矛盾する新たな主張を展開するという不正義を犯しており、最高裁の裁判官をだましたに等しいといえます。

化学論争は、新たな争点の噴出が審理の長期化に直ちに直結してしまいます。弁護団としては、立証趣旨の曖昧な実験や不必要な実験等によって審理がさらに長期化してしまうことのないよう、科学的・合理的な観点から何が早期の問題解明に資するのかを引き続き裁判所に訴えていき、1日でも早く奥西さんの無罪を勝ち取りたいと考えています。